

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十一月五日奈良県指令高土第二五一ー三号

平成二十六年二月十二日奈良県指令高土第二五一ー三一一号

平成二十六年二月二十七日奈良県指令高土第二五一ー三一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年三月四日高土第八二一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年三月四日高土第三三八号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市南道穂七一番三、七一番七、七一番八、七一番一〇、七一番一一、七一番一

一及び七一番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁六丁目六〇七番地一

株式会社ウエブリーディング 代表取締役 清水正実

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市南道穂七一番三

下水道 葛城市南道穂七一番三の一部